

## 軽度者に対する福祉用具貸与費の例外給付に関するQ&A

Q1 確認依頼書はいつまでに提出したらよいのですか。

A1 原則として貸与開始前に提出してください。ただし、末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合等、貸与開始前に提出することが難しいやむを得ない事情がある場合には、貸与開始前に給付適正化係にご連絡ください。

書類の提出し忘れなど、やむを得ない事情と判断できない場合は、受付日より前の貸与については給付対象となりませんのでご注意ください。

Q2 一度手続きをすれば、ずっと貸与を受けることができますか。

A2 確認の有効期間の終了日は、原則として認定有効期間を基準としています。認定が変わるたびに改めて手続きが必要ですので、再手続きをしないまま貸与を受けることは出来ません。

現在の認定有効期間が終了する前に確認依頼書を提出してください。なお、利用者の状態に変化がない場合であっても、医師の所見等の必要書類も再度添付してください。

なお、更新申請により確認依頼書を再提出する場合であって、現在の認定有効期間が終了するまでに更新申請の認定結果が出ない場合であっても、現在の認定有効期間終了までに確認依頼書を提出する必要があります。医師の所見を入手、サービス担当者会議を開催し、暫定ケアプランにより確認依頼を行ってください。

Q3 要介護2を見込んで、暫定で特殊寝台の利用を開始する予定ですが、要介護1が出る可能性もある場合には、どうしたらいいですか。

A3 Q1と同様、貸与開始前に確認依頼書を提出してください。見込み違いにより一連の手続きをおこなっていない場合についても、原則は受付日より前の貸与については給付対象となりませんのでご注意ください。

Q4 状態の悪化により、要支援1から区分変更申請をしようと思います。現在市役所に確認してもらって特殊寝台を利用していますが、区分変更申請をするにあたり、例外給付の手続きはどのようにしたらよいですか。

A4 現在、手続きにより例外給付が確認されていること、また状態の悪化により区分変更申請をするということにより、認定結果が出るまでの間については新たに手続きをする必要はありません。

認定結果により引き続き例外給付となる場合には、改めて手続きをしてください。その際、今回の区分変更申請前に受けた例外給付の確認通知の写しを添付してください。書類の添付により、新しい認定期間の開始日まで遡って例外給付の対象とします。

ただし、区分変更申請が却下になった場合には、区分変更申請前に受けた例外給付の確認通知が引き続き有効となりますので、確認依頼書の提出は不要です。

Q5 主治医意見書を記入した医師と、福祉用具が必要な状態(疾患)を診察している医師が違います。どうしたらよいのですか。

A5 福祉用具を必要としている状態を判断できる医師の意見であれば主治医意見書を記入した医師でなくてもかまいません。状況に応じて判断してください。

Q6 医師から必要な情報を得られません。どうしたらよいですか。

A6 例外給付が特に必要であると判断されるには、医師の医学的な所見が不可欠であるため、情報の不足があった場合には例外給付の対象となりません。

Q7 医師の所見が貸与開始前までに入手できません。どうしたらよいですか。

A7 医師の所見は必ずしも書面による必要はありません。書面でのやりとりに時間がかかる場合には、電話等で医師から聴取した内容を記録する方法でも差支えありませんので、何らかの方法で貸与開始前に所見を入手するようにしてください。ただし、貸与を急がなければならない(緊急性がある)場合や、電話や面接等による聴取もできない場合には、給付適正化係にご相談ください。

Q8 移動用リフトの考え方について教えてください

A8 「段差の解消が必要と認められるもの」として該当するのは、「段差解消機」及び「階段移動用リフト(床走行式)」のみです。車いすを必要としている利用者が、段差を移動するときにスロープ等では対応できない場合などに利用します。

「昇降座椅子」については、基本調査の「移乗」で判断します。その理由は、「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床から椅子の高さまでの動き」を評価する必要があり、「畳からポータブルトイレへ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるためです。

(平成19年3月30日 厚生労働省老健局通知 老振発第0330001号  
老老発第0330003号 福祉用具貸与に関するQ&Aより)

Q9 自動排泄処理装置について教えてください。

A9 平成24年3月31日までは「特殊尿器」として福祉用具購入対象でしたが、平成24年4月改正以降は、「自動排泄処理装置」として本体部分が貸与対象、交換可能部品については購入対象に変更されました。

自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)の貸与に関しては、原則として要介護4または要介護5の者のみ対象です。したがって、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)については、要介護3以下の場合は、軽度者の例外給付としての取り扱いが必要です。